



27. 4. - 7

熊本県建設業協会

都技発第 000016 号

平成 27 年 4 月 7 日

一般社団法人 熊本県建設業協会

会長 橋口 光徳 様

熊本市長 大西 一史
(技術管理課扱い)

熊本
市長

土木工事標準積算基準書等の一部改定について

春陽の候、貴協会の皆さんにおかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本市の社会基盤の整備にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本市におきましては土木工事標準積算基準書等の改定を例年 11 月に実施しているところですが、改正品確法に規定された人材育成・確保等の必要性を踏また適正な利潤を確保するため、今回諸経費について下記のとおり改定を行うこととしました。
つきましては、貴協会会員の皆さんへ本内容のご案内、ご周知の程よろしくお願ひいたします。

記

1. 改定内容

- 1) 土木工事標準積算基準書
 - ・一般管理費率の改定
 - ・現場管理費率の改定
 - ・間接工事費の市街地 (DID) 補正の改定
- 2) 港湾請負工事積算基準書
 - ・一般管理費率の改定
 - ・現場管理費率の改定
- 3) 測量・設計調査・地質調査業務積算基準
 - ・諸経費率等の改定

※詳細については別紙参照

2. 適用日

適用世代「150402」以降の設計書から適用

〒860-8601

熊本中央区手取本町 1-1 (花畠町別館 4 階)

熊本市 都市建設局 技術管理課

TEL : 096-328-2543

E-mail : gjutsukanri@city.kumamoto.lg.jp

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第4表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正是、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表、第2表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.5
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。

ハ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(K_r)×大都市を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表、第2表)による。

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設费率の補正及び計算

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設费率の補正是別表第1（第1表～第4表）の共通仮設费率に下表の補正值を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正值(%)
市 街 地		2.0
山 間 働 地 及 び 離 島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

△注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地城区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設费率の補正是別表第1（第1表～第2表）の共通仮設费率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

△) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設费率(K_r)+施工地域・工事場所を考慮した補正值)

共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設费率(K_r)×施工地域・工事場所を考慮した補正係数)

ただし、共通仮設费率は別表第1の第1表～第4表による。

3) その他

設計変更時における共通仮設费率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正值} (\%) = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = 12\text{月}1\text{日} \sim 3\text{月}31\text{日} (11\text{月}1\text{日} \sim 3\text{月}31\text{日}) \text{までの工事期間} / \text{工期}$$

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1級地	1.80
2〃	1.60
3〃	1.40
4〃	1.20

(注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は、2.0%の補正值を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正

イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表、第2表)の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。

3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是別表第1(第1表～第4表)の現場管理費率標準値に下表の補正值を加算するものとする。

なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分	補正值(%)
市街地	1.5
山間僻地及び離島	0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。

山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部： 施工地域が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通の影響： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合
を受ける場合 ② // 地下埋設物件の影響を受ける場合

③ " 50m以内に人家等が連なっている場合

（注3）施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

（4）支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象とする純工事費とする。

（5）現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、類似価格とする。

3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。

（6）「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）

2) 上下水道料金

3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	金額の率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	金額の率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	金額の率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

（注）1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×((現場管理費率標準値×補正係数)+補正值)

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表、第2表）による。

補正係数は、(3) 2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×(現場管理費率標準値+補正值)

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第4表）による。

補正值は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3) 3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1

現場管理費率標準値

第1表

工種区分	適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える10億円 以下	10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		38.1342.02	862.81,169.0	-0.19790.2110	14.2814.75
河川・道路構造物工事		25.8928.22	40.052.6	-0.02760.0395	22.5823.20
海岸工事		24.5826.90	78.3104.0	-0.07350.0858	17.0717.57
道路改良工事		29.5332.73	57.880.0	-0.04260.0567	23.9124.71
鋼橋架設工事		36.0739.06	81.6105.6	-0.05180.0631	27.8928.56
P C 橋工事		27.7930.09	88.4113.1	-0.07320.0840	19.3319.84
舗装工事		36.2739.39	480.3622.2	-0.16390.1751	16.0816.52
砂防・地すべり等工事		40.9844.58	987.61,281.7	-0.20190.2131	15.6515.48
公園工事		38.8841.68	293.3366.3	-0.12820.1379	20.5821.03
電線共同溝工事		53.7758.82	1,686.22,235.6	-0.21860.2308	18.1818.72
情報ボックス工事		48.5152.66	1,214.21,570.0	-0.20430.2154	17.6018.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	適用区分	対象額	200万円 以下	200万円を超える1億円 以下	1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		47.0251.14	264.7316.8	-0.11910.1257	29.5131.27
河川維持工事		38.4241.28	142.6166.7	-0.09040.0962	26.9728.34

第3表

工種区分	適用区分	対象額 以下	1,000万円 を超えるもの	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。	下記の 率 とする
		A	b		
		(1) 45.9348.95	290.8367.7	-0.11450.1251	25.0425.23
共同溝等工事	(2)	35.0037.50	85.9110.6	-0.05570.0671	26.0626.28
	トネル工事	41.1543.96	159.6203.6	-0.08410.0951	26.3526.56
下水道工事	(1)	30.2933.46	35.350.8	-0.00950.0259	28.8029.17
	(2)	34.4336.91	166.3213.5	-0.09770.1089	20.5220.73
	(3)	29.7131.58	38.748.4	-0.01640.0265	27.2427.44

第4表

工種区分	適用区分	対象額 以下	3億円 を超えるもの	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。	下記の 率 とする
		A	b		
コンクリートダム		21.7322.60	229.7301.3	-0.12080.1327	45.4715.56
フィルダム		31.7033.08	123.8166.5	-0.06980.0828	26.0526.20

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の(二)
及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 の (ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理比率に乗じて得た率とする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正を行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定式の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い(プレテン桟、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製品専門メーカーに発注する場合)について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超える30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.33% 20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22% 7.41%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -2.576514.63586 \times \log(C_p) + 31.6353151.34242 (\%)$$

ただし、G_p：一般管理費等率 (%)

C_p：工事原価 (単位円)

(注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2) 算定方法 1) 率計算による部分 の (ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超える15%以下	15%を超える25%以下	25%を超える35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第3

契約保証に係る一般管理費等率の補正

工事原価	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
ケース2：発注者が金銭的保証を必要としない場合	補正しない

(注) 1. ケース2の具体的な例は以下のとおり。

①設計金額が300万円未満。

②契約補償を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約補償費は積算では計上しないものとする。

2. 契約補償費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

3) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- (2) 上下水道料金
- (3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 (イメージアップ 経費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- 注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。
 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。
 3. これにより難い場合は別途考慮する。

表-③ 現場管理费率

工種区分 適用区分等	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	下記の率とする
港湾 浚渫工事	20.35%	22.83%	60.1 88.7	-0.0687 _{-0.0661} 13.89% 14.03%
	21.54%	23.57%	31.1 42.3	-0.0233 _{-0.0371} 18.88% 19.11%

工種区分 適用区分等	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	下記の率とする
海岸工事	24.58%	26.90%	78.3 104.0	-0.0735 _{-0.0658} 17.07% 17.57%

現場管理费率の算定式

$$J_s = a \cdot N_s^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

J_s : 現場管理费率 (%)

N_s : 純工事費 (円)

a, b : 定数値

3節 一般管理費等

1. 一般管理費等の算定

一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。

2. 一般管理費等率の補正

2-1 前払金支出割合による補正

前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2-2 補正後的一般管理費等率の算定

補正後的一般管理費等率の算定は、下式による。

$$G_{p'} = \gamma \times G_p \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ここに、

$G_{p'}$: 補正後的一般管理費等率

G_p : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%)

γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数

2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正值を加算したものと一般管理費等とする。

表-④ 一般管理費等率

工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超える30億円以下	30億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	下記の率とする
		a	b
一般管理費等率	-14.38% 20.29%	-2.5765% -4.4358%	-31.6353% 51.3424%
一般管理費等率の算定式			
$G_p = a + b \log(C_p) \quad (\text{小数3位四捨五入})$			
ただし、			
G_p : 一般管理費等率 (%)			
C_p : 工事原価 (円)			

表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正

前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超える場合
	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01

【測量業務】

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

1. 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ &\quad + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1又は別表第2により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等積算基準」による。

なお、測量調査についての運用は別表第3による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え 1億円以下	1億円を 超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2) の算出式により求めら れた率とする。ただし、変数 値は下記による。	下記の率とする
		A	
率 又 は 変 数 値	—87.8%—	—462.5—	—0.1266—
	91.2%	371.23	-0.107
			51.7%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z : 諸経费率 (単位 : %)

X : 直接測量費 (単位 : 円) [成果検定費を除く。]

A, b : 変数值

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

【設計業務】

(イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の入件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1. 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

2のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

35%

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

【地質調査業務】

別表第1

(1) 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超える3000万円以下	3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする
		A b	
率又は変数値	-47.1%	-385.8	-0.1523 -28.0%
	52.0%	335.58	-0.135
			32.8%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、 Z : 諸経费率 (単位 : %)

Y : 対象額 (単位 : 円) (直接調査費 + 間接調査費)

A, b : 変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。